

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討
ワーキンググループの開催について

令和 8 年 1 月 19 日
青少年インターネット環境の
整備等に関する検討会決定
最終改正 令和 8 年 8 月 24 日

1 趣旨

令和 7 年 8 月に「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」にて取りまとめられた「課題と論点の整理」において青少年インターネット環境整備法の在り方が論点の一つとして挙げられたことを踏まえ、青少年インターネット環境整備法の今後の在り方等について検討するため、加えて、法改正に向けて具体的な制度詳細にかかる事項を検討するため、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の下に、「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2 構成員等

- (1) ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、ワーキンググループの議事を整理する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 ワーキンググループにおける議事の公表

ワーキンググループは、原則として公開とする。ワーキンググループの議事要旨は、ワーキンググループ終了後、速やかに公表する。ただし、座長は、公開や公表をすることにより公平かつ中立な議論に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、ワーキンググループ及び議事要旨の各々について、全部又は一部を公開若しくは公表しないものとすることができる。

4 庶務

ワーキンググループの庶務は、総務省及び経済産業省の協力を得て、こども家庭庁成育局安全対策課において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定める。